神河町第６期障害福祉計画
第２期障害児福祉計画

神河町身体障害者福祉会交流会の様子（ボッチャ）

令和３年３月

神　河　町

は　じ　め　に

神河町では現在も推進している「神河町障害者計画」を踏まえ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第８７条第１項及び児童福祉法第３３条の１９の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付費等の円滑な確保を目的とする国の基本指針に即し、このたび「神河町第６期障害福祉計画・神河町第２期障害児福祉計画」を策定いたしました。

わが国の障害者福祉施策については、近年のたび重なる制度改正を経ながら、更に議論を深め、施策の充実に向け歩みを進められています。

本町においては、この間、障がい者の住まいの確保や自立支援の促進を目指した、障がい者グループホーム「ふれんど」、就労継続支援事業所「かみかわ倶楽部」、閉所された就労継続支援Ｂ型事業所「ゆめ花館」を引き継ぐ多機能型事業所「ひと花」が関係各位の多大なご努力により、それぞれ開設され、環境整備が図られています。しかしながら、「親亡き後問題」をはじめ、対応していくべき課題はまだまだ多くあるのが現実です。

こうした現状をしっかりと捉え、最大限に基本的人権が尊重され、障がいのある人もない人も、だれもがともに尊重し合い、支え合いながらいきいきと暮らすことができる社会をつくるために、「地域で支え、ともに暮らせるまち　かみかわ」という基本理念のもとに、身体障害、知的障害、精神障害、難病等、すべての障がいのある人が地域で安心して生活できるまちづくりを引き続き進めてまいります。

最後に本計画の策定に当たりまして、検討・協議を賜りました神河町障害福祉計画策定委員会委員の皆様及び関係機関・団体の皆様方に心より感謝申し上げます。

令和３年３月

神河町長　山名宗悟

目　　次

第１章　計画の概要 1
　１．計画策定の趣旨 1
　２．計画の位置づけ 1
　３．計画の期間 3
　４．計画の策定体制 3
　５．計画の対象 4
第２章　前計画期間の実績 5
　１．成果目標 5
　２．障害福祉サービス等の実績 6
第３章　計画の基本的考え方 11
　１．基本理念 11
　２．基本方針 11
第４章　成果目標とサービス見込量 16
　１．成果目標 16
　２．障害福祉サービス等の見込量 20
第５章　計画の推進と評価 40
　１．計画の推進体制 40
　２．計画の進行管理と評価 40
　３．計画の情報発信 41
資料編 42
　１．神河町障害福祉計画策定委員会設置要綱 42
　２．神河町第６期障害福祉計画策定委員会名簿 44
　３．障害福祉サービス事業所のサービス一覧 45

「障害」と「障がい」の表記の仕方について

障がいのある人を表すときに少しでも不快感を与えないよう、また人権尊重の観点からも好ましくないという考え方から、「害」の字をひらがな表記にしています。

「害」の字をひらがな表記する場合

「障害」という言葉が、単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から「人や人の状態」を表す場合は、ひらがなで表記します。

「害」の字を漢字表記する場合

国の法律用語、医学用語、学術用語等、漢字使用が適当な場合は、今までどおり「障害」と表記します。

第１章　計画の概要

１．計画策定の趣旨

平成 18 年に施行された障害者自立支援法により、市町村は障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」）を定めるものとされました。本町においても、平成 18 年度に第 1 期計画を策定し、その後 3 年ごとに障がいのある方のニーズや障害福祉サービスの整備状況に応じて新たな計画を策定し、平成 30 年 3 月に「神河町第 5 期障害福祉計画及び神河町第 1 期障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めてきました。

この間、国においては、平成 24 年 10 月に「障害者虐待防止法」が施行され、平成 25 年 4 月には障害者自立支援法が障害者基本法の趣旨を踏まえた「障害者総合支援法」として改正施行されました。

平成 26 年 1 月には国際連合の「障害者権利条約」が正式に国内で批准され、我が国には、締約国として障がいのある方の権利の実現のため様々な措置が求められることとなりました。

さらに、平成 28 年 4 月には障がいのある方に対する差別の禁止や合理的配慮等を定めた「障害者差別解消法」及び「改正障害者雇用促進法」が施行されるなど、「全ての国民が、障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」という理念に基づいた法律の改正、施行が進められました。

また、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、障がいのある方や障がいのある児童と高齢者が共に利用できる「共生型サービス」が平成 30 年 4 月に創設され、障害福祉または介護保険のいずれかの指定を受けていれば、もう一方の制度の指定も受けやすくなりました。

本町においては、「神河町第 5 期障害福祉計画及び神河町第 1 期障害児福祉計画」の期間が令和 2 年度で終了します。前計画期間中における成果目標の達成状況や障害福祉サービス等の利用実績等を踏まえ、新しい「神河町第 6 期障害福祉計画」及び「神河町第 2 期障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

２．計画の位置づけ

（１）法的な位置づけ

児童福祉法の改正によって新たに義務付けられた「市町村障害児福祉計画」を含めた次の二つの計画を一体的に策定することとします。

「神河町第６期障害福祉計画」

“障害者総合支援法”第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として策定し、国・県の基本指針に則して障害福祉サービス、地域生活支援事業の提供体制の確保等に関わる計画です。

「神河町第２期障害児福祉計画」

“児童福祉法”第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定し、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び各年度における指定通所支援または指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等を定める計画です。

（２）町の計画における位置づけ

この計画は、町の障害者施策の基本的な方向を定めた「神河町障害者計画」と密接に連携した計画であるとともに、町政運営の基本的な指針である「第 2 次神河町長期総合計画」の分野別計画として位置づけられます。

また、成年後見制度の利用促進に関する法律など国、県の関連する計画との整合性を保つものとします。

「ハートプラスマーク」
心臓や内部疾患など内部障害
がある人を示します

３．計画の期間

本計画の計画期間は、「神河町第 6 期障害福祉計画」については、前計画と同様に 3 年間の計画とします。また、「神河町第 2 期障害児福祉計画」についても同様に 3 年間を計画期間とします。なお、計画期間内における制度改正や社会情勢の変化などに関しては、必要があれば適宜計画の見直しを行うこととします。

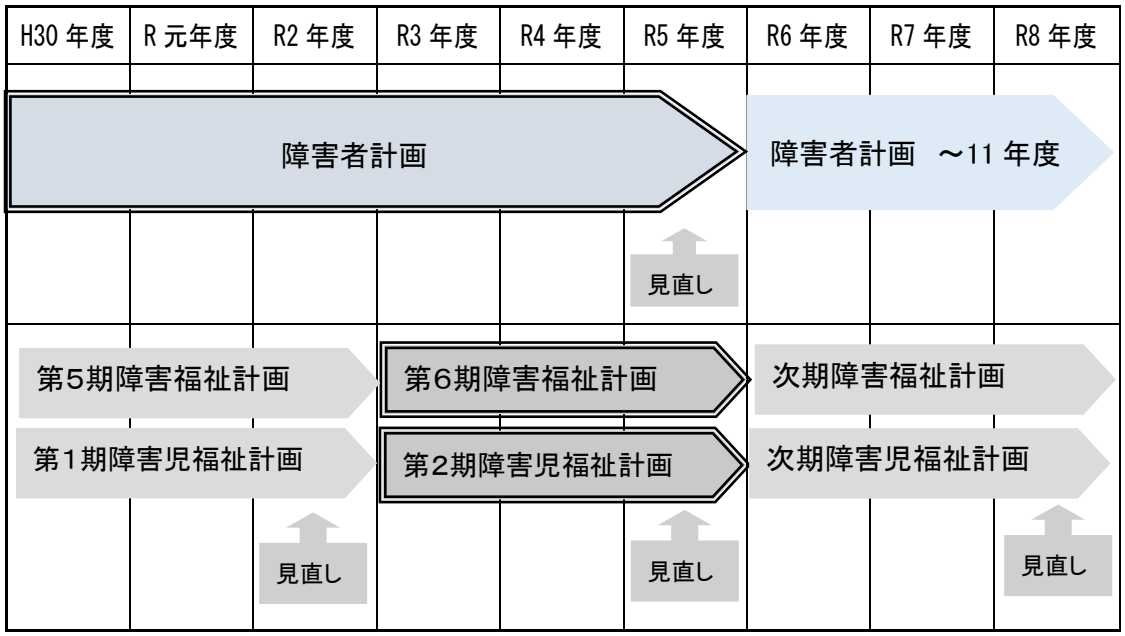

４．計画の策定体制

本計画の策定に当たり、識見を有する者、福祉施設関係者、障がい者の代表、介護者の代表、社会福祉協議会、町行政からなる「神河町第 6 期障害福祉計画　神河町第 2 期障害児福祉計画策定委員会」を設置しました。策定委員会において、今後の障害者福祉施策等の在り方について協議し、広い視野からの検討審議を受けて、今後、計画を取りまとめていきます。

５．計画の対象

この計画における「障がい者」「障がいのある方」とは、手帳保持の有無に関わらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの制限を受ける状態にある人をいい、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような事物、制度、慣行、観念についても（障害者基本法第二条）計画の対象とします。

【障害者基本法第二条】

（定義）

第二条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　障害者　身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二　社会的障壁　障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

第２章　前計画期間の実績

１．成果目標

（１）施設入所者の地域生活移行

施設入所者の地域生活移行については、令和２年度末の施設入所者の目標値 31 人に対して見込数は 33 人、平成 30 年４月１日以降の地域生活移行数は、目標値３人に対して実績値(見込)は１人、施設利用減少者数は、目標値１人減に対して実績値(見込)は１人減となっています。

	第５期計画 終了時	令和２年度末 見込数
施設入所者数	31 人	33 人

	平成 30 年度～令和２年度末	
	目標値	実績値(見込)
地域生活移行数	３人	１人
施設利用減少者数	１人	１人

（２）福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行については、令和２年度末の一般就労移行者数の目標値１人に対して実績値(見込)は２人、就労移行支援事業の利用者数の増加については、目標値２人に対して実績値(見込)も２人となっています。

	令和２年度末	
	目標値	実績値(見込)
一般就労移行者数	１人	２人
就労移行支援事業の利用者数の増加	２人	２人

２．障害福祉サービス等の実績

（１）訪問系サービス

居宅介護の利用者は見込値に対して実績は少なく、利用者数も横ばい傾向にあります。

■事業量の見込み

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
居宅介護	時間/月	91	72	91	65	91	69
	人/月	9	5	9	5	9	6
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間/月	1	1	1	5	1	3
	人/月	1	1	1	1	1	1
行動援護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
合　計	時間/月	92	73	92	70	92	72
	人/月	10	6	10	6	10	7

（２）日中活動系サービス

生活介護と就労継続支援（A 型）の実績値は、新規事業所が設立されたため、利用の増を予想していましたが、大きくは伸びていない現状です。

就労移行支援について、R1 年度は見込値に比べ大きく減少しましたが、R2 年度は利用者が増えています。就労継続支援(B 型)は見込値を下回っているものの新規事業所設立の影響で増加を見込んでいます。療養介護は、見込値とほぼ同程度となっています。

短期入所は、見込値に比べて徐々に減少しています。

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
生活介護	人日/月	910	952	1,035	970	1,223	947
	人/月	51	50	52	50	53	47
自立訓練（機能訓練）	人日/月	1	0	1	0	1	0
	人/月	1	0	1	0	1	0
自立訓練（生活訓練）	人日/月	40	32	40	2	20	0
	人/月	2	2	2	1	1	0
就労移行支援	人日/月	40	42	40	19	40	47
	人/月	2	2	2	1	2	2
就労継続支援（Ａ型）	人日/月	180	124	200	119	220	126
	人/月	9	6	10	6	11	6
就労継続支援（Ｂ型）	人日/月	475	450	495	449	515	505
	人/月	25	25	26	24	27	26
就労定着支援	人/月	1	0	1	1	1	2
療養介護	人/月	6	6	6	6	6	6
短期入所	人日/月	110	72	110	53	140	45
	人/月	10	7	10	8	14	6

（３）居住系サービス

自立生活援助は実績のない状態が続いています。共同生活援助は新規事業所が町内にできたことにより実績が増えています。施設入所支援は減少傾向にあります。

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
自立生活援助	人/月	1	0	1	0	1	0
共同生活援助	人/月	6	6	6	7	6	10
施設入所支援	人/月	33	34	33	35	31	33

（４）相談支援

相談支援の実績値は、見込値に対してほぼ同程度となっています。

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
計画相談支援	人/月	20	19	21	22	21	24
地域移行支援	人/月	1	0	1	0	1	1
地域定着支援	人/月	1	0	1	0	1	1

※計画相談支援は、サービス等利用計画案とモニタリング件数の年間合計を月平均しています。

（５）障害児通所支援等

児童発達支援、障害児相談支援は、平成 30 年度以降、全て見込値を下回り、減少傾向にあります。放課後等デイサービスについては、平成 30 年以降、全て見込値を上回り増加傾向にあります。

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
児童発達支援	人日/月	30	18	30	14	30	14
	人/月	6	6	6	5	6	5
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	5	0
	人/月	0	0	0	0	1	0
放課後等デイサービス	人日/月	80	83	80	107	80	121
	人/月	18	18	18	19	18	21
保育所訪問支援	人日/月	0	0	0	0	5	0
	人/月	0	0	0	0	1	0
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	5	0
	人/月	0	0	0	0	1	0
障害児相談支援	人/月	4	3	4	3	5	3

※障害児相談支援は、サービス等利用計画案とモニタリング件数の年間合計を月平均しています。

（６）地域生活支援事業の実績

基幹相談支援センター、成年後見制度法人後見支援事業は未実施となっています。成年後見制度利用支援事業は、利用がありませんでした。

日常生活用具給付事業では、排泄管理支援用具の利用が、見込値を上回っています。

移動支援事業は、ほぼ見込値と同じ利用がありました。

手話奉仕員養成研修事業は、令和 2 年 9 月 2 日から令和 3 年 1 月 27 日までの間、毎週水曜日に神崎郡 3 町合同で実施中です。

サービス名	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
理解促進・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
障害者相談支援事業（箇所）	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	無	無	無	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	無	無	無	無	無	無
住居入所等支援事業	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業（人）	0	0	0	0	1	0
成年後見制度法人後見支援事業（人）	無	無	無	無	未定	無
手話通訳者・要約筆記派遣事業（人/年）	12	7	12	5	12	6
手話通訳者設置事業（人/年）	1	0	1	0	1	0
手話奉仕員養成研修事業（回/年）	0	0	0	0	20	20

【日常生活用具給付等事業】

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
介護訓練支援用具	件/年	1	2	1	2	1	2
自立生活支援用具	件/年	2	1	2	5	2	3
在宅療養等支援用具	件/年	1	2	1	1	1	5
情報・意思疎通支援用具	件/年	2	2	2	1	2	4
排泄管理支援用具	件/年	240	280	240	258	240	240
住宅改修費	件/年	1	0	1	0	1	1

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
移動支援事業	人/年	9	5	9	6	9	9
	時間/年	225	185	225	189	225	225
地域活動支援センター事業	か所	0	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0	0
訪問入浴サービス事業	人/年	1	1	1	1	1	1
日中一時支援事業	人/年	18	18	18	18	18	18
スポーツ・レクレーション教室開催等事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

「ヘルプマーク」

義足や人工関節を使用している方、妊娠初期の方など外見では分かりくく周囲に配慮が必要としていることを知らせるマークです。

第３章　計画の基本的考え方

１．基本理念

誰もが差別されることなく安心した生活を送ることのできる社会を基本とし、さらに住民の誰もが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指すために、本町において以下の基本理念を掲げます。

地域で支え、ともに暮らせるまち　かみかわ

ノーマライゼーションの理念のもとに、障がいのある方もない方も、だれもがともに尊重し合い、支え合いながらいきいきと暮らすことができる共生社会が求められています。
こうした社会をつくるためには、障がいのある方に対してその障がいの種類や程度に応じた適切な対応ができるよう、すべての町民にノーマライゼーションの考え方の一層の浸透を図るとともに、障がいのある方がその方に最も合った支援を受けながら自立して自分らしく生きていけるよう地域で支えていくことが大切です。神河町は、「地域で支え、ともに暮らせるまち かみかわ」という基本理念のもとに、身体障がい、知的障がい、精神障がい等、すべての障がいのある方が地域で安心して生活できるよう総合的な支援を推進します。

２．基本方針

基本理念の「地域で支え、ともに暮らせるまち かみかわ」の実現に向けて、次の４つの基本目標のもと、施策に取り組んでいきます。

（１）地域福祉力の向上と人材育成

障がいのある人が、地域の一員として生涯安心して当たり前に暮らし、誰もが共に支え合う社会を実現していくには、地域住民が障がいのある人と共に活動するなどのふれあいのなかで、お互いに努力し理解していくことが重要です。そして、障がいのある人が地域で暮らしていくためには、支えてくれる人材や仕組みが必要です。
町内に、就労継続支援事業所が２か所開設されました。また、神崎総合病院北館イベントホールにて、困りごとや悩みを抱えておられる方々が気軽に集まれる居場所づくりを進めており、将来的には障がい者の就労の場としての活用も検討しています。障がい者の居場所や拠点づくり、見守り活動や防災活動、交流活動などの地域の取り組みの中から支援の担い手の育成と地域で支え合う仕組

みづくりを検討します。

（２）相談支援体制の充実

障がいのある人の自己決定を尊重して、身近な地域で必要な情報や相談支援を受けることのできる体制を充実し、一人ひとりのニーズを把握し、ニーズに応じた個別支援を行うことが重要です。障がいのある人からの相談における様々な課題は、ひとつの機関だけで解決できないものも多いため、相談窓口相互の連携やサービス提供事業者などとの連携を図っていく必要があります。また、専門的な相談を求める声や、いまだ相談先が分からないといった声に対応し、発達障害や高次脳機能障害等の専門的な相談支援を充実するとともに、障がいのある方が病院や学校などの身近な相談窓口で行う困りごとの相談を必要な支援につなぐ仕組みづくり、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制確保も必要になっています。

神崎郡３町広域で設置している神崎郡自立支援協議会において、行政と関係機関とのネットワークを強化し、障がいのある方一人ひとりの思いに寄り添った相談支援体制の構築に取り組みます。また、①相談支援、②体験の機会・場の確保、③緊急時の受入れ・対応、④専門性の確保、⑤地域の体制づくりの５つの機能を持つ、地域生活支援拠点の整備に向けて取り組んでいく上で、基幹相談支援センターの設置を進め、障がい者の高齢化・重度化、ひきこもり、困難事例等への相談支援体制の強化・充実を図ります。

（３）地域生活への移行、継続の支援体制の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らせるよう、グループホームの更なる整備や、民間賃貸住宅への入居支援など、多様な住まいの確保を推進していく必要があります。また、地域移行を希望する施設入所・入院中の障がいのある人への地域移行支援とともに、家族と住む住居やグループホームから地域へ移行した場合でも、安心して地域で生活できるよう地域定着支援を行うための環境を整備していく必要があります。その中で相談支援事業所と連携し、緊急時の対応が懸念される対象者の支援体制の強化も図ります。

令和元年度、2 年度において町内では、新たに民間活力により、グループホーム・短期入所機能を備えた「ふれんど」、就労継続支援 A 型・B 型事業所「かみかわ倶楽部」、さらに神河町社会福祉協議会により就労継続支援 B 型事業所「ゆめ花館」の機能を受け継ぎ、新たに生活介護を行う多機能型事業所「ひと花」が開設されました。町としても障がいのある方が安心して住みやすく、また障がいのある方の高齢化や重度化、「親亡き後」を見据え、地域生活支援の拠点機能を進めていかなければならない現状にあります。障害福祉サービスをはじめとした様々な社会資源を活用した、地域でともに支える仕組みづくりを、神崎郡自立支援協議会等を通じて関係機関と連携して取り組みます。

（４）就労支援体制の充実

障がいのある方が地域で自立した生活をしていくために就労することは大変重要です。就労は単に自立生活の手段を得るにとどまらず、日中、規則的に働くことが生活のリズムをつくることにつながるとともに社会参加や生きがいなど障がいのある方の生活の質の向上に大変重要なものとなります。

また、障がいのある方の就労については、職業研修、就労先の開拓やあっせんだけでなく、定着支援、相談支援等、就職後のフォローからさらには生活全般への支援が必要です。そのため、個々の意思や能力に応じて一般就労や福祉的就労をはじめとする多様な働く場を選択できるよう、企業、学校、サービス提供事業所、関係機関・団体などとの連携、協力による相談支援体制の整備を図ります。

（５）障がい児支援体制の充実

障がいのある子どもにとって、早期からの専門的な支援を受けることは、その子の持つ能力を最大限に伸ばすために不可欠なものです。そのため医療、保健、福祉、教育など様々な機関が連携し、子どもと親を支えていくことが重要です。

母子保健事業において子育て世代包括支援センターを中心として、妊娠期から気軽に相談できる関係を構築し、要支援児の早期発見、早期支援で、一人ひとりの子どもにあわせたその子らしい「育ち」を支えることが大切です。

そして、障がいのある児童に対し、生涯にわたって安全安心な生活ができることを目指し、行政が保護者と共にサポートファイルを作成し、学校をはじめとする関係機関が連携して、幼児期から学校卒業、そして就労につなぐまで一貫して切れ目ない支援を行います。

また、近年ひきこもりの長期化や高齢化が問題となっていますが、きっかけの一つに不登校が挙げられます。その際に、社会と適切につながっていないとひきこもりの長期化の引き金となってしまいます。障がいの有無に関わらず、当事者や家族が何らかの支援を望む場合には、医療を含む様々な支援手段や社会資源の活用を含めて、社会とのつながる仕組みが必要です。関係機関と連携して検討していきます。

（６）親なき後の支援体制の充実

障がいのある人の高齢化や重度化に伴い、親なき後の不安を解消する取り組みが必要となっています。親なき後も地域で安心して暮らしていけるよう、サポートを受け安全で安心して暮らせるグループホームなどの住まいの確保とともに、日中活動の場をはじめとした障害福祉サービスの充実が重要です。また、65 歳に到達した障がいのある人は、介護保険による保険給付が適用されることから、高齢福祉サービスとの連携や、介護保険サービス事業者に障がいに対する理解を深めていただくことが重要です。

グループホームなどの住まいの確保や、支援家族に対するレスパイトケアの充実、将来を見据えた早期からの自立支援の促進など、障がいのある人や介護者の高齢化にも対応できる支援体制の構築に向けて、神崎郡自立支援協議会等を通じて関係機関と連携して取り組みます。また、平成 30 年に創設された「共生型サービス」について、町内の介護保険サービス事業者等に働きかけ、身近な町内に「利用したい時に、利用できる」サービスの充実に努めます。

（７）権利擁護の推進

障害者権利条約に基づく障害者福祉の基本理念である「障がいのある人の意思決定及び意思決定支援」をしっかりと進め、障がいのある人の固有の尊厳を尊重していくことが、障がいのある人もない人も、だれもがともに尊重し合い、支え合いながらいきいきと暮らすことができる共生社会の実現につながります。そして、周囲や支援者の勝手な思い込みではなく、様々な人が関わり、仕草や顔色の変化などを見守り、意思決定が難しいとされる方々の意思にできる限り近づけていくといった取り組みを進めていくことが重要です。

障害者虐待防止センターを設置し、障がいのある人の権利や尊厳をおびやかす虐待を防止するとともに、養護者への支援をしていきます。また、成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申立費用や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申し立ての支援や助成等を実施し、利用の支援を行います。さらに、地域見守り支え合いネットワーク会議において、地域全体での見守り体制の中で、権利擁護の支援が必要な人を地域において発見し、支援へつなげる体制づくりに取り組みます。

（８）安全なまちづくりの推進

障がいのある人が生活するにあたり、障がいを理由に住む地域や居住形態を強制されることがあってはなりません。必要な支援を受けつつ、住みたい場所・住居で暮らすことができる環境を作っていくことが必要です。また、防犯・防災といった日常生活を支える仕組みを充実させ、障がいのある人にとって安全かつ安心なまちづくりを進めていくことが重要です。

障がいのある方を含め、すべての住民が利用しやすいよう「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基

づき、段差の解消、スロープや多目的トイレの設置などのバリアフリーの施設整備を促進します。また、障害者手帳所持者などが、住み慣れた自宅で安心して自立した生活が送ることができるようバリアフリー化改造等に要する経費の一部を助成する「人生いきいき住宅助成事業」などを引き続き実施します。また、災害時要援護者支援ネットワーク会議において、避難行動要支援者名簿の整備及び当事者参加型避難訓練を通じ、日頃の備えと災害発生時の対応のあり方を検討し、災害時における要援護者の支援体制の構築に向けて取り組みます。

第４章　成果目標とサービス見込量

１．成果目標

本計画では、障がいのある方の地域生活移行や就労支援に関する目標について、令和５年度を最終目標年度として設定しています。

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針	・地域移行者数：令和元年度末から令和 5 年度末までに施設入所者の 6%以上 ・施設入所者数：令和元年度末から令和５年度末までに 1.6%以上削減 ※ 高齢化・重症化を背景とした目標設定

令和５年度末までの地域生活移行者数を２人とし、施設入所者数については、１人削減する目標とします。

■成果目標

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者(A)	31 人	
【目標】地域生活移行者数の増加	2 人	(A)のうち令和 5 年度末までに地域生活に移行する人の数
	6%	
令和５年度末時点の施設入所者(B)	29 人	
【目標】施設入所者数の削減	2 人	差引減少見込数 (A)-(B)

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針	・保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）の設置 ・精神障害者の精神病床から退院後１年以内における生活日数の平均を 316 日以上とする。 ・令和５年度末の精神病床における１年以上の長期入院患者数の目標値を国提示の推計式を用いて設定する。 ・退院率：入院後 3 か月 69%以上、入院後 6 か月 86%以上、入院後１年 92%以上

（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の指針	・令和 5 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証、検討する。

地域生活支援拠点の整備については、具体的な計画を現在立案できていませんが、郡内各町や神崎郡自立支援協議会など関係機関と相談して検討していきます。

現状、相談支援、体験の機会・場の確保、緊急時の受入・対応、専門性の確保及び地域の体制づくりの五つの機能を一体的に整備することは難しく、日中活動系サービス事業所、グループホームの新規事業所や既存の事業所など連携し、できるところから整備を進めていきます。現在、相談支援をつかさどる基幹相談支援センターの設置については、郡内各町ごとに整備する方向となっています。

特に相談支援機能の強化は、コーディネーターの役割を担う相談支援専門員が必要で、専門性や経験等が求められることから相談支援体制づくりが課題となっています。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

国の指針	・一般就労への移行者数： 令和元年度の 1.27 倍以上 ・就労移行支援事業利用者数：令和元年度の 1.30 倍以上 ・就労継続支援Ａ型事業利用者数：令和元年度の 1.26 倍以上 ・就労継続支援Ｂ型事業利用者数：令和元年度の 1.23 倍以上 ・一般就労移行者のうち就労定着支援事業所の利用：7 割以上 ・就労定着支援事業所の就労定着率 80%以上の事業所を 7 割以上 ・大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進 ・就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進 ・高齢障害者に対する就労継続支援Ｂ型事業等による支援の実施

福祉施設から一般就労への移行者数１人、就労移行支援事業の利用者数を 2 人、就労継続支援Ａ型事業の利用者数を 8 人、就労継続支援Ｂ型事業の利用者数を 30 人とすることを目標とします。

・大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進

・就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進

・高齢障害者に対する就労継続支援Ｂ型事業等による支援の実施

■成果目標

項目	数値	考え方
令和元年度の一般就労への移行者(A)	0人	
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数(B)	1人	就労移行支援事業を通じて令和5年度に一般就労に移行する人数
	―	(B)/(A)
令和元年度の就労移行支援事業の利用者(C)	1人	
【目標】就労移行支援事業の利用者数(D)の増加	2人	
	1.30倍	(D)/(C)
令和元年度の就労継続支援Ａ型事業の利用者(E)	6人	
【目標】就労継続支援Ａ型事業の利用者数(F)の増加	8人	
	1.26倍	(F)/(D)
令和元年度の就労継続支援Ｂ型事業の利用者(G)	24人	
【目標】就労継続支援Ｂ型事業の利用者数(H)の増加	30人	
	1.23倍	(G)/(H)
【目標】一般就労移行者のうち就労定着支援事業所の利用者数（I）	1人	
	―	(I)/(A)
就労移行支援事業所数(J)	0か所	
【目標】就労移行支援事業所の就労移行率の増加(K)	0	

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

国の指針	・令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所設置する ・令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築する ・令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村又は各圏域に少なくとも

	１か所確保する ・令和５年度末までに医療的ケア児支援の協議の場・コーディネーターを配置を基本とする。

・児童発達支援センターの設置につき、「障害児通所支援」の実績や今後の見込みを踏まえ、郡内各町との共同設置など近隣町や事業者等と協議していきます。

・保育所等訪問支援につき、神河町及び郡内各町において、従来も保育所等巡回訪問を実施し、ケアステーションかんざきの専門職による、個別ニーズに沿った支援について協議できていることから、指定基準をクリアし利用できる体制の整備を検討します。

・重症心身障がい児の通所支援が利用できる体制を近隣町や事業者等と協議していきます。

・医療的ケア児支援の協議の場として、保健・医療・福祉・教育の従事者が会する「就学サポート連絡会議」や教育支援会議等において、協議できる体制を引き続き充実していきます。

（６）相談支援体制の充実・強化等

国の指針	令和５年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保する

神崎郡では各町で基幹相談支援センターの設置が進められています。当町もR3年度中の設置を目指し準備を進めています。今後も郡自立支援協議会との連携する中から、関係機関とのネットワークを生かし、ニーズに対応できるよう取り組んでいきます。

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針	令和５年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する

障害者虐待や権利擁護も含め、関係職員が兵庫県等が主催する研修に積極的に参加し、また経験を積み重ね、引き継ぐ中からサービス等の質の向上に努めていきます。

２．障害福祉サービス等の見込み量

１）訪問系サービス

（１）居宅介護（ホームヘルプ）

≪サービスの内容≫

居宅で生活されている方に対し、ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・掃除などの家事援助を行います。

≪サービス利用対象者像≫

障害支援区分１以上で、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事等の支援が必要な方。

（２）重度訪問介護

≪サービスの内容≫

居宅で生活されている重度の肢体不自由者又は重度の知的・精神障がいにより常に介護を必要とする方に対し、ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、外出時における移動支援などを総合的に行います。

≪サービス利用対象者像≫

障害支援区分４以上で一定の要件を満たしている、重度の肢体不自由者、重度の知的障がい者若しくは精神障がい者で、居宅における食事、排せつ等の介護、家事、並びに移動中の支援等、総合的に介護が必要な方。

（３）同行援護

≪サービスの内容≫

居宅で生活されている視覚障がい者で、移動に著しい困難を有する方に対し、ガイドヘルパーが移動に必要な情報の提供、移動の援護などの外出支援を行います。

≪サービス利用対象者像≫

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方で、外出時の移動において情報の提供や援護等が必要な方。

（４）行動援護

≪サービスの内容≫

居宅で生活されている行動上の自己判断能力が制限されている方に対し、行動するときの危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

≪サービス利用対象者像≫

障害支援区分が区分３以上で、行動上著しい困難を有する知的障がい者又は精神障がい者等であって、危険を回避するために必要な援護や、外出時における移動中の介護、排せつ、食事の介護等、行動に伴う支援が必要な方。

（５）重度障害者等包括支援

≪サービスの内容≫

寝たきりの状態にあるなど介護の必要性がとても高い方に、重度訪問介護など複数のサービスを包括的に行います。

≪サービス利用対象者像≫

障害支援区分６で常時介護を要する障がい者等であり、意思疎通を図ることに著しい支障がある身体、知的、精神障がい者で、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助のサービスを包括的に必要とする方。

■事業量の見込み

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
居宅介護	時間/月	73	78	83
	人/月	7	8	9
重度訪問介護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
同行援護	時間/月	5	5	5
	人/月	2	2	2
行動援護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
合　計	時間/月	78	83	88
	人/月	9	10	11

※居宅介護の利用は徐々に増加すると見込んでいます。

≪今後の方向性≫

引き続き、介護保険事業所の障害福祉サービスへの参入を促し、必要なサービス量の確保に努めます。

２）日中活動系サービス

（１）生活介護

≪サービスの内容≫

常時介護を必要とする方に、日中、食事・入浴・排せつなどの身体介護の提供、生活に関する相談・助言やその他必要な日常生活の支援を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供やその他身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。

≪サービス利用対象者像≫

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方

①障害支援区分３以上（施設へ入所する場合は区分４以上）

②年齢が５０歳以上の場合は、障害支援区分が区分２以上（施設へ入所する場合は区分３以上）

■事業量の見込み

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
生活介護	人日/月	966	985	1,005
	人/月	48	49	50

※R2 年度において町内に新規事業所が開設されたため、高い水準を見込んでいます。

≪今後の方向性≫

町内及び圏域内事業所に多機能型事業所への拡大を模索し、できるだけ身近な場所でサービスが利用できるように検討します。

（２）自立訓練（機能訓練）

≪サービスの内容≫

地域において自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持向上などのために、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーション、生活に関する相談・助言やその他必要な支援を行います。

≪サービス利用対象者像≫

地域で生活するため、身体機能・生活能力の維持、向上等、一定の支援が必要な身体障がい者。

■事業量の見込み

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
自立訓練（機能訓練）	人日/月	1	1	1
	人/月	1	1	1

≪今後の方向性≫

適切なサービス利用に結び付けられるよう、サービス提供事業所、医療機関、相談支援事業所

等との連携を図ります。

（３）自立訓練（生活訓練）

≪サービスの内容≫

地域において自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持向上などのために、食事・入浴・排せつなどに関する必要な訓練、生活に関する相談・助言やその他必要な支援を行います。

≪サービス利用対象者像≫

地域で生活するため生活能力の維持･向上等、一定の支援が必要な知的障がい者･精神障がい者。

■事業量の見込み

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
自立訓練（生活訓練）	人日/月	2	2	2
	人/月	1	1	1

≪今後の方向性≫

適切なサービス利用に結び付けられるよう、サービス提供事業所、医療機関、相談支援事業所等との連携を図ります。

（４）就労移行支援

≪サービスの内容≫

就労を希望する６５歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

≪サービス利用対象者像≫

①一般就労を希望する方で、単独では就労困難なため、就労に必要な支援が必要な６５歳未満の方。

②あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する方

■事業量の見込み

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
就労移行支援	人日/月	20	20	20
	人/月	1	1	1

※利用が大きく変動する見込みはありません。

≪今後の方向性≫

圏域内に施設が整備されることが望ましいですが、現在は困難な状況にあります。

圏域外に通所され、交通費が高額になるために、H30 年度に職業訓練助成金の見直しを行いました。

（５）就労継続支援Ａ型（雇用型）

≪サービスの内容≫

企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な６５歳未満の下記の対象者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

≪サービス利用対象者像≫

雇用契約に基づく就労が可能な６５歳未満の方で、

①就労移行支援を利用した後、又は特別支援学校を卒業後、就職活動を行ったが企業等の雇用に結びつかなかった方

②就労経験があり、現に雇用関係がない方　等

■事業量の見込み

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
就労継続支援Ａ型	人日/月	134	142	151
	人/月	6	7	8

※新規事業所の開設により徐々に増加する見込みです。

≪今後の方向性≫

事業所等との連携を引き続き図り、サービス利用につなげます。

（６）就労継続支援Ｂ型（非雇用型）

≪サービスの内容≫

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

≪サービス利用対象者像≫

①就労経験があり、年齢や体力面で雇用されることが困難となった方

②就労移行支援事業を利用した結果、Ｂ型の利用が適当と判断された方

③５０歳に達している方、または障害基礎年金１級受給者

④　上記①、②、③に該当しない方で、一般就労への移行等が困難と町が判断した方

■事業量の見込み

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
就労継続支援Ｂ型	人日/月	568	638	638
	人/月	29	33	33

※新規事業所の開設により徐々に増加する見込みです。

≪今後の方向性≫

障がいのある方が自分にあった事業所を選択できるよう、圏域外利用でも職業訓練助成金の啓発などを行い利用を進めます。

（７）就労定着支援

≪サービスの内容≫

一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう支援する事業で、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

■事業量の見込み

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
就労定着支援	人/月	1	1	1

※平成 30 年度　新規事業

≪今後の方向性≫

実施対象地域に神河町を入れていただける事業所の拡大を模索します。

（８）療養介護

≪サービスの内容≫

医療的ケアと常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活の支援を行います。

≪サービス利用対象者像≫

病院等への長期の入院による医療的ケアを要する人で、ＡＬＳ患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分６、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障がい者で障害支援区分５以上の方。

■事業量の見込み

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
療養介護	人/月	7	7	7

※利用が大きく変動する見込みはありません。

≪今後の方向性≫

対象者は事前に把握できるため必要な方へ事業所等の情報を提供し、継続して支援を行います。

（９）短期入所（ショートステイ）

≪サービスの内容≫

居宅で介護する人が病気の場合などに、一時的に、夜間も含め施設や事業所で、食事・入浴・排せつなどの身体介護やその他必要な日常生活の支援を行います。

≪サービス利用対象者像≫

障害支援区分１以上で、介護者の病気などで一時的に居宅で介護が受けられなくなり、短期間、施設への入所を必要とする障がい者。

■事業量の見込み

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
短期入所	人日/月	44	48	52
	人/月	8	9	10

※町内に新規事業所が開設されたため、徐々に増加すると見込んでいます。

≪今後の方向性≫

引き続き介護保険事業所に参入を働きかけます。

３）居住系サービス

（１）自立生活援助

≪サービスの内容≫

施設やグループホームを利用していた障がい者で一人暮らしをする方に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないかなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

■事業量の見込み

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
自立生活援助	人/月	1	1	1

※平成 30 年度　新規事業

≪今後の方向性≫

実施対象地域に神河町を入れていただける事業所の拡大を模索します。

（２）共同生活援助（グループホーム）

≪サービスの内容≫

地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

≪サービス利用対象者像≫

身体障がい者（６５歳未満の方又は６５歳に達する日の前日までに障害福祉サービスを利用したことがある方に限る)、知的障がい者及び精神障がい者。

■事業量の見込み

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
共同生活援助	人/月	10	10	10

※町内に新規事業所が増え、この水準で推移するものと思われます。

≪今後の方向性≫

引き続き圏域内及び町内に施設整備をいただける事業所があるか模索します。

また将来的に介護事業所に参入いただけるかも検討します。

（３）施設入所支援

≪サービスの内容≫

施設入所する方に、夜間や休日における食事・入浴・排せつなどの身体介護、生活に関する相談・助言やその他必要な日常の生活の支援を行います。

≪サービス利用対象者像≫

① 生活介護利用者で、障害支援区分４以上の方（５０歳以上の場合は、区分３以上）

② 自立訓練又は就労移行支援利用者のうち地域の社会資源の状況等により、通所が困難な方

■事業量の見込み

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
施設入所支援	人日/月	33	33	33

※入所施設は、空きがない状況です。

≪今後の方向性≫

地域生活への移行が言われていますが、容易でない面もあります。地域移行支援、地域定着支援事業所との連携や地域でいかに支えることができるかを検討します。

４）相談支援

（１）計画相談支援

≪サービスの内容≫

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

≪サービス利用対象者像≫

障害福祉サービスを申請した障がい者又は障がい児。

■事業量の見込み

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画相談支援	人/月	26	28	30

※相談支援専門員が一人で多くのケースを抱えている状況です。

≪今後の方向性≫

自立支援協議会相談支援部会においてケース検討、情報交換等を通じて相談支援体制の充実を図ります。一人の相談支援専門員が受け持つケース数の適正化を図るため、圏域の相談支援事業所との調整、連携に努めます。

（２）地域移行支援

≪サービスの内容≫

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取り組みと連携しつつ、地域移行に向けた支援を行うものです。

≪サービス利用対象者像≫

障害者支援施設等に入所している障がい者又は、精神科病院に入院している精神障がい者（1年以上の入院者が原則）等で、退所・退院して地域で生活するにあたり支援が必要な方。

■事業量の見込み

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
地域移行支援	人/月	1	1	1

※現在、利用はありません。

≪今後の方向性≫

適切なサービス利用ができるよう相談支援事業所、医療機関、入所施設等との連携を図ります。

（３）地域定着支援

≪サービスの内容≫

入所施設や精神科病院から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行うものです。

≪サービス利用対象者像≫

居宅において単身で生活する障がい者、又は居宅において同居している家族等が障がい、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障がい者で、常時の連絡体制の確保が必要な方。

■事業量の見込み

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
地域定着支援	人/月	1	1	1

※現在、利用はありません。

≪今後の方向性≫

適切なサービス利用ができるよう相談支援事業所、医療機関、入所施設等との連携を図ります。

５）障害児通所支援等

（１）児童発達支援

≪サービスの内容≫

未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

≪サービス利用対象者像≫

障がいのある未就学児。

■事業量の見込み

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
児童発達支援	人日/月	14	14	14
	人/月	5	5	5

※利用が大きく変動する見込みはありません。

≪今後の方向性≫

子育て世代包括支援センターや母子保健の活動、ケアステーションかんざきが実施している保育所等巡回訪問を活用し、支援が必要な未就学の児童や保護者に対し、柔軟な対応を引き続き行います。

（２）医療型児童発達支援

≪サービスの内容≫

障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。

≪サービス利用対象者像≫

障がいのある未就学児。

■事業量の見込み

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

※現在、利用できる事業所がありません。

≪今後の方向性≫

子育て世代包括支援センターや母子保健活動、ケアステーションかんざきが実施している保育所等巡回訪問を活用し、支援が必要な未就学の児童や保護者に対し、柔軟な対応を引き続き検討します。

（３）放課後等デイサービス

≪サービスの内容≫

就学児に、授業終了後または学校の休業日に、社会との交流促進、生活能力の向上のために必要な訓練を実施します。

≪サービス利用対象者像≫

障がいのある１８歳までの就学児（幼稚園及び大学を除く。）

■事業量の見込み

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
放課後等デイサービス	人日/月	137	155	155
	人/月	24	24	24

※徐々に利用の増加を見込んでいます。

≪今後の方向性≫

学童保育、学校等との連携を図り、利用しやすい事業となるように引き続き支援します。

（４）保育所等訪問支援

≪サービスの内容≫

保育所等を現在利用中の障がいのある児童（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

≪サービス利用対象者像≫

保育所等を利用する障がい児

■事業量の見込み

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
保育所等訪問支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

※現在、利用できる事業所がありません。

≪今後の方向性≫

子育て世代包括支援センターや母子保健活動、ケアステーションかんざきが実施している保育所等巡回訪問を活用し、保育所を利用している通所が困難な児童や保護者に対し柔軟な支援体制を引き続き検討します。

（５）居宅訪問型児童発達支援

≪サービスの内容≫

重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

≪サービス利用対象者像≫

障がいのある未就学児。

■事業量の見込み

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

※平成 30 年度　新規事業

≪今後の方向性≫

ニーズに応じて対応できるよう、事業者のサービス提供の促進策を検討し、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置に努めていきます。

（６）障害児相談支援

≪サービスの内容≫

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

≪サービス利用対象者像≫

障害児通所支援を申請した障がい児で市町村が障害児支援利用計画案の提出を求めた者

■事業量の見込み

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
障害児相談支援	人/月	3	3	3

※利用が大きく変動する見込みはありません。

≪今後の方向性≫

相談支援事業所と連携しながら、計画的にサービス等利用計画の作成を進めます。

（７）その他の支援体制

サービス名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	設置の有無	設置	設置	設置
教育と福祉の協議の場の設置	設置の有無	設置	設置	設置
障がい児の相談窓口の設置	設置の有無	設置	設置	設置

※平成 30 年度　新規事業

３　地域生活支援事業の見込量

１）必須事業

（１）理解促進研修・啓発事業

≪サービスの内容≫

障がい者が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

■事業量の見込み

サービス名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

※R2 年度は、やさしい手話教室を 3 回実施予定です。また前年コロナ禍で中止となった 2 回分も実施の方向で検討中です。

≪今後の方向性≫

障がい者が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、今後も、教室、研修会などを開催していきます。

（２）自発的活動支援事業

≪サービスの内容≫

障がい者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ボランティア活動など）を支援します。

■事業量の見込み

サービス名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

※手をつなぐ育成会補助金を支給し、活動を支援しています。

≪今後の方向性≫

障がい者当事者団体や家族会、ボランティア団体等に対し、地域住民が地域において自発的に行う活動を支援します。

（３）相談支援事業

≪サービスの内容≫

障がい者、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

■事業量の見込み

サービス名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
障害者相談支援事業	か所	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

≪今後の方向性≫

障害者相談支援事業は、身近な場所で相談ができるよう圏域内の事業所に引き続き委託して実施します。基幹相談支援センターについては現在、委託も視野に入れ具体化を検討中です。住宅入居等支援事業については委託実施します。

（４）成年後見制度利用支援事業

≪サービスの内容≫

障害福祉サービスを利用しまたは利用しようとする知的障がい者または精神障がい者に対して、成年後見制度の利用の支援を行います。

■事業量の見込み

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1

≪今後の方向性≫

今後利用者が見込まれることから、地域包括支援センター及び社会福祉協議会と連携しながら実施します。

（５）成年後見制度法人後見支援事業

≪サービスの内容≫

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

■事業量の見込み

サービス名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	未定	未定	未定

※現在、実施していません。

≪今後の方向性≫

法人後見の実施にむけて、社会福祉協議会及び地域包括支援センター等と連携しながら検討します。

（６）意思疎通支援事業

≪サービスの内容≫

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者を設置するとともに、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

■事業量の見込み

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
手話通訳者･要約筆記者派遣事業	件/年	12	12	12
手話通訳者設置事業	人	1	1	1

※現在、手話通訳者２名の登録があり、２名が利用されています。

≪今後の方向性≫

登録及び設置通訳者の人材確保と資質の向上のため、養成講座や研修会へ積極的に参加するよう努めます。

（７）手話奉仕員養成研修事業

≪サービスの内容≫

日常会話程度の手話表現技術を習得するために手話奉仕員養成研修を実施します。

■事業量の見込み

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	20	0	0

※R2 年度は入門編を神崎郡 3 町で実施中。R3 年度は基礎編を引き続き実施します。

≪今後の方向性≫

R2・3 年度実施の成果を検証しつつ、習得者の増に向けた取組を検討していきます。

（８）日常生活用具給付等事業

≪サービスの内容≫

重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。

■事業量の見込み

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
介護訓練支援用具	件/年	2	2	2
自立生活支援用具	件/年	3	3	3
在宅療養等支援用具	件/年	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件/年	2	2	2
排泄管理支援用具	件/年	260	260	260
住宅改修費	件/年	1	1	1

※利用が大きく変動する見込みはありません。

≪今後の方向性≫

必要に応じて給付を受けることができるよう、手帳交付時など機会を捉え、サービス内容の周知に努めます。

（９）移動支援事業

≪サービスの内容≫

屋外での移動が困難な障がい者に外出のための支援を行います。

■事業量の見込み（年間）

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
移動支援事業	人/年	9	9	9
	時間/年	225	225	225

※利用が大きく変動する見込みはありません。

≪今後の方向性≫

昨今、移動支援事業から撤退する事業所が増えており、近隣町とも連携を図り、事業が持続できる条件等を模索していきます。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

≪サービスの内容≫

障がい者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

■事業量の見込み（年間）

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
地域活動支援センター事業	か所	0	0	0
	人/年	0	0	0

※圏域内に事業所はなく、利用者は現在ありません。

≪今後の方向性≫

地域活動支援センターのもつ創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の機能を他の事業所で運営できないか引き続き検討します。

２）任意事業

（１）訪問入浴サービス事業

≪サービスの内容≫

地域における身体障がい者の生活を支援するために、訪問による居宅においての入浴サービスを提供します。

■事業量の見込み

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
訪問入浴サービス事業	人/年	1	1	1

≪今後の方向性≫

利用者は現在ありませんが、引き続き事業にサービスを提供していただけるよう連携していきます。

（２）日中一時支援事業

≪サービスの内容≫

障がい者等の家庭の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図るため、障がい者等の日中における活動の場を確保します。

■事業量の見込み

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
日中一時支援事業	人/年	18	18	18

※利用が大きく変動する見込みはありません。

≪今後の方向性≫

地域生活支援拠点事業のひとつとして事業所を整備することが望ましいため、今ある事業所の拡大・定員増を図ることができるよう模索していきます。

（３）社会参加促進事業

≪サービスの内容≫

スポーツ・文化・芸術活動の開催を行うことにより、障がい者の社会参加の促進のために必要な支援事業を行います。

■事業量の見込み

サービス名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
スポーツ・レクレーション教室開催等事業	実施の有無	有	有	有

※「中播磨手をつなぐ育成会」に運動会とスポーツ教室を委託しています。

≪今後の方向性≫

今後ともより多くの方がスポーツに参加できるよう関係団体の支援をします。

ケーブルテレビ文字放送、町広報誌等を利用し、サービスの周知に努めます。

≪取組の内容≫

身体障害には、視覚障害、聴覚障害、音声言語障害、肢体不自由等の運動機能障害、心臓等の内部障害などの種別があります。障がい者相互の様々な悩みごと、困りごと等の交流の重要性が求められており、引き続き神河町身体障害者福祉会への会員の更なる加入を支援します。また同じ障害のある方の心の交流やピアサポートができる場づくりに努めます。また知的・精神障がい者の方も含め、一般的なスポーツ、文化イベントに障害のある方が参加しやすい配慮について関係機関との調整に努めていきます。

「手話マーク」

耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が提示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。

第５章　計画の推進と評価

１．計画の推進体制

（１）庁内関係部門との連携

本計画で見込んでいる障害福祉サービス等を確保、提供し、障がい者の地域生活への移行や一般就労を進めるためには、福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、生活環境、労働、人権など関連分野との連携が不可欠であるため、関連施策をそれぞれの担当課が主体的に推進するとともに、健康福祉課が中心となり、庁内関連部門との相互連携を図りながら、各種施策を引き続き推進します。

（２）関係各機関との連携

計画の実施にあたっては、国や県の機関、また、障がい者や障がい者団体、社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員･児童委員、ハローワークや特別支援学校等と連携するとともに、近隣市町とも連携を図りながら、円滑な事業の実施に引き続き努めます。

（３）近隣市町との連携

障害福祉サービスの充実や地域生活支援拠点の整備等については、近隣市町による広域的な連携が不可欠であることから、各市町の担当者会議の開催など、連携を密にして計画を推進します。

（４）国・県等との連携

この計画の推進にあたっては、国及び県の動向を踏まえた適切な施策展開を図ります。

２．計画の進行管理と評価

計画の実効性を高め、効果的・効率的に事業を推進するには、計画、実施後にその成果を評価し、次の改善へとつなげていくいわゆる「ＰＤＣＡサイクル」に基づいた計画の進行管理を進めていくことが必要です。

このため本計画に基づく事業の実施状況や効果、課題などについて障害福祉計画策定委員会において進行管理を行っていきます。

※　計画(plan)、実施(do)、評価(check)、改善(action)のサイクル

■ＰＤＣＡサイクル

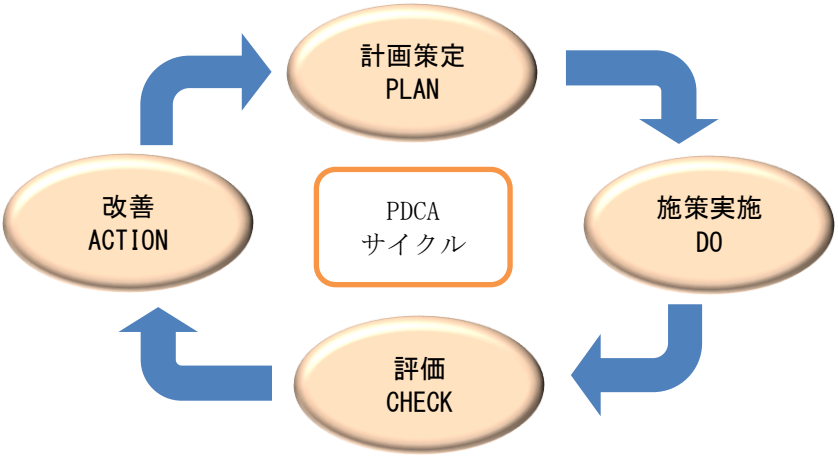

３．計画の情報発信

障害福祉サービスや各種障がい者支援制度、地域福祉活動など、さまざまなサービスや制度の周知とあわせ、この計画について住民の理解を深めるため、広報やパンフレット、ホームページ、告知放送などの媒体などを通じて、積極的に情報発信・広報活動を行っていきます。

資料編

１．神河町障害福祉計画策定委員会設置要綱

（平成 18 年 11 月 7 日要綱第 37 号）

改正 平成 25 年 8 月 1 日要綱第 27 号平成 27 年 3 月 6 日要綱第 18 号

（設置）

第 1 条　この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づき、身体障害者、知的障害者及び精神障害者に対する福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の提供を確保することを目的とした神河町障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定等を行うため、神河町障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

［障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）］

（所掌事務）

第 2 条　委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

(1)　計画の策定及び変更に関する事項

(2)　計画の進捗状況の把握、分析及び評価に関する事項

(3)　その他計画に関して必要な事項

（組織）

第 3 条　委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

(1)　識見を有する者

(2)　福祉施設関係者

(3)　障害者の代表

(4)　介護者の代表

(5)　社会福祉協議会

(6)　町職員

2　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

3　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（任期）

第 4 条　委員の任期は、町長が委嘱した日から当該委嘱した日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

（会議）

第 5 条　委員会の会議は、委員長が招集する。

2　会議の議長は、委員長とする。

3　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4　委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5　委員長は、必要があると認めるときは、第3条第1項に規定する委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

［第3条第1項］

（庶務）

第6条　委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

（その他）

第7条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会において定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附　則（平成25年8月1日要綱第27号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附　則（平成27年3月6日要綱第18号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。